本使は、更に、この書簡及び前記の了解をパプアニューギニア独立国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月二十二日に東京で

パプアニューギニア独立国駐在
日本国特命全権大使　橋廣治

日本国駐在
パプアニューギニア独立国
特命全権大使
ガブリエル・ジョン・クレロ・ドゥサバ閣下

（パプアニューギニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記の了解をパプアニューギニア独立国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月二十二日東京で

日本国駐在
パプアニューギニア独立国
特命全権大使
ガブリエル・ジョン・クレロ・ドゥサバ

パプアニューギニア独立国駐在
日本国特命全権大使　橋廣治閣下

○外務省告示第二十四号

平成二十五年十二月十一日にウィーンで国際連合工業開発機関工業投資促進事務所のための拠出に関する次の書簡の交換が国際連合工業開発機関との間に行われた。

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、開発途上国における工業投資の促進のための国際連合工業開発機関工業投資促進事務所（以下「事務所」という。）のための日本国政府の拠出に関して二千十年十二月十四日にウィーンで行われた日本国政府の代表者と国際連合工業開発機関（ＵＮＩＤＯ）の代表者との間の交換公文に言及するとともに、事務所を日本国に設置して行う国際連合工業開発機関の世界的規模の事業（以下「事業」という。）の期間が二千十三年十二月三十一日に終了することを考慮して、事業に関する次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　事業は、工業協力の分野において、投資事業の促進及び投資事業に関連する技術移転についての日本国と開発途上国との間の協力を強化することを目的とする。この目的は、開発途上国の工業化のための国際連合の関連機関である国際連合工業開発機関と日本国の企業との緊密なかつ信頼のある接触によって推進される。

2　この取極の対象となる事業の期間は、二千十四年一月一日から二千十六年十二月三十一日までとする。この取極の適用上、一年目は二千十四年一月一日から十二月三十一日まで、二年目及び三年目はそれぞれ二千十五年一月一日から十二月三十一日まで及び二千十六年一月一日から十二月三十一日までとする。

3　日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、事業に要する経費を負担するため、国際連合工業開発機関に対し、その工業開発基金に対する目的指定拠出を日本円で行う。一年目の拠出の額については、一億九千万円（一九〇、〇〇〇、〇〇〇円）とする。二年目及び三年目の拠出については、日本国において施行される法令に従って行う。

4　国際連合工業開発機関は、その財政規則及び他の関連規則に従い、3に規定する目的指定拠出を管理し、及び日本国政府に対し目的指定拠出に関する年次会計報告書を提出する。

5　事務所の職員の採用は、国際連合工業開発機関の職員規則に従って行う。事務所長については、日本国政府との協議の上、かつ、その意見を尊重しつつ、任命される。

6　東京の事務所及びその職員について国際連合の特権及び免除に関する条約を適用することを確認する。日本国が専門機関の特権及び免除に関する条約を国際連合工業開発機関について適用することとしたときは、同条約を適用する。

7　この取極から生ずる問題についての日本国政府から国際連合工業開発機関及び国際連合工業開発機関から日本国政府に対するいかなる公式の連絡も、在ウィーン国際機関日本政府代表部を通じて行う。

8　この取極の実施に必要な他の全ての細目は、一年目については二千十四年一月一日前に、二年目及び三年目についてはそれぞれ二千十五年一月一日前及び二千十六年一月一日前に、日本国政府と国際連合工業開発機関との間で交渉し、取り決める。

9　国際連合工業開発機関は、事業の終了の後遅くとも六箇月以内に、日本国政府に対し、事業の実施に関する最終報告書（3に規定する目的指定拠出の使用に係る最終的な決算書を含む。）を提出する。最終報告書には、この取極の終了の遅くとも六箇月前に日本国政府及び国際連合工業開発機関の双方によって行われる合同評価を基礎として国際連合工業開発機関が事業について行う評価を含める。

本官は、更に、この書簡及び国際連合工業開発機関に代わって前記の取極を確認される貴官の返簡が日本国政府と国際連合工業開発機関との間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十一日にウィーンで

在ウィーン国際機関
日本政府代表部公使　山元毅

国際連合工業開発機関
事務局次長　西川泰藏殿

（国際連合工業開発機関側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、国際連合工業開発機関に代わって、前記の取極を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が国際連合工業開発機関と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十一日にウィーンで

国際連合工業開発機関
事務局次長　西川泰藏

在ウィーン国際機関
日本政府代表部公使　山元毅殿

○外務省告示第二十五号

平成二十五年十二月十九日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十六号

平成二十五年十二月二十四日にアピアで、サモア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　澁田一正在サモア大使館大使

サモア側　ファウムイナ・ティアティア・リウガ財務大臣

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十七号

平成二十五年十二月二十六日にパリキールで、ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　鈴木栄一在ミクロネシア大使

ミクロネシア側　ローリン・S・ロバート外務大臣

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄